

●人間ドック

対象者	30歳以上の被保険者及び被扶養者 受診日にTDK健保の資格がない場合は受診できません。 被扶養者の配偶者および任意継続の方は人間ドックと配偶者と任意継続被保険者のための健康診断、特定健康診査を重複して受診できません。 年度内にいずれか1つ選んで受診してください。
受診できる期間	4月1日～翌年3月31日。この期間内に1回の受診ができます。 (但し、40歳以上は年2回とします)
検査項目	健診機関により検査項目が異なる為、各健診機関にお問い合わせください。 健診機関により人間ドック・オプション項目の費用は異なります。
必要書類	「利用申込書兼受診票」(A4)
実施方法	1. 受診日・健診機関を決め、ご自身で直接予約をとり、受診日の1ヵ月前までに健康保険組合へ「利用申込書兼受診票」を提出ください。 2. 承認印を押して、健保組合から「利用申込書兼受診票」をお送りします。 3. 受診当日に、健診機関窓口にて負担金をお支払いください。
健保組合補助金額	健診費用の7割 (¥25,000を上限とします)
オプション検査	全額自己負担
注意事項	※契約健診機関以外で受診を希望する場合は、検査項目を確認させて頂く事があります。 受診前に必ず「利用申込書兼受診票」を提出の上、受診当日窓口で健診料金を全額支払ください。後日「実施報告書」に診断結果表と領収書(原票)を添えて健保組合へ補助申請をしてください。

●脳ドック

対象者	30歳以上の被保険者及び被扶養者 受診日にTDK健保の資格がない場合は受診できません。
受診できる期間	前回の受診日から3年に1回の受診を基本とします。 (医師の診断等ある場合は応相談)
検査項目	日本脳ドック学会ガイドライン参照
必要書類	「利用申込書兼受診票」(A4)
実施方法	1. 受診日・健診機関を決め、ご自身で直接予約をとり、受診日の1ヵ月前までに健康保険組合へ「利用申込書兼受診票」を提出ください。 2. 承認印を押して、健保組合から「利用申込書兼受診票」をお送りします。 3. 受診当日に、健診機関窓口にて負担金をお支払いください。
健保組合補助金額	健診費用の7割 (¥ 35,000を上限とします)
注意事項	※契約健診機関以外で受診を希望する場合は、検査項目を確認させて頂く事があります。 受診前に必ず「利用申込書兼受診票」を提出の上、受診当日窓口で健診料金を全額支払ください。後日「実施報告書」に診断結果表と領収書（原票）を添えて健保組合へ補助申請をしてください。

●心臓ドック

対象者	30歳以上の被保険者及び被扶養者 受診日にTDK健保の資格がない場合は受診できません。
受診できる期間	前回の受診日から3年に1回の受診を基本とします。 (医師の診断等ある場合は応相談)
検査項目	健保組合まで問い合せください。
必要書類	「利用申込書兼受診票」(A4) 「実施報告書」(A4)
実施方法	1. 受診前に必ず「利用申込書兼受診票」を提出ください。 2. 受診当日は健診機関窓口で健診料金を全額お支払いください。 3. 後日「実施報告書」に診断結果表と領収書(原票)を添えて 健保組合へ補助申請をしてください。
健保組合補助金額	健診費用の7割 (¥40,000を上限とします)
受診機関	健保組合まで問い合せください。

●脳ドック・心臓ドック

対象者	30歳以上の被保険者及び被扶養者 受診日にTDK健保の資格がない場合は受診できません。
受診できる期間	前回の受診日から3年に1回の受診を基本とします。 (医師の診断等ある場合は応相談)
検査項目	健保組合まで問い合せてください。 脳ドックについては、日本脳ドック学会ガイドライン参照
必要書類	「利用申込書兼受診票」(A4) 「実施報告書」(A4)
実施方法	1. 受診前に必ず「利用申込書兼受診票」を提出ください。 2. 受診当日は健診機関窓口で健診料金を全額お支払いください。 3. 後日「実施報告書」に診断結果表と領収書(原票)を添えて健保組合へ補助申請をしてください。
健保組合補助金額	健診費用の7割 (¥50,000を上限とします)
受診機関	健保組合まで問い合せてください。

●人間ドック・脳ドック

対象者	<p>30歳以上の被保険者及び被扶養者 受診日にTDK健保の資格がない場合は受診できません。 被扶養者の配偶者および任意継続の方は人間ドックと配偶者と任意継続被保険者のための健康診断、特定健康診査を重複して受診できません。年度内にいずれか1つ選んで受診してください。</p>
受診できる期間	<p>前回の受診日から3年に1回の受診を基本とします。 (医師の診断等ある場合は応相談)</p>
検査項目	<p>健診機関により検査項目が異なる為、各健診機関にお問い合わせください。 健診機関により人間ドック・オプション項目の費用は異なります。 脳ドックについては、日本脳ドック学会ガイドライン参照</p>
必要書類	<p>「利用申込書兼受診票」(A4)</p>
実施方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受診日・健診機関を決め、ご自身で直接予約をとり、受診日の1か月前までに健康保険組合へ「利用申込書兼受診票」を提出ください。 2. 承認印を押して、健保組合から「利用申込書兼受診票」をお送りします。 3. 受診当日に、健診機関窓口にて負担金をお支払いください。
健保組合補助金額	<p>健診費用の7割 (¥ 45,000を上限とします)</p>
注意事項	<p>※契約健診機関以外で受診を希望する場合は、検査項目を確認させて頂く事があります。</p> <p>受診前に必ず「利用申込書兼受診票」を提出の上、受診当日窓口で健診料金を全額支払ください。後日「実施報告書」に診断結果表と領収書（原票）を添えて健保組合へ補助申請をしてください。</p>

●人間ドック・脳ドック・心臓ドック

対象者	30歳以上の被保険者及び被扶養者 受診日にTDK健保の資格がない場合は受診できません。
受診できる期間	前回の受診日から3年に1回の受診を基本とします。 (医師の診断等ある場合は応相談)
検査項目	健保組合まで問い合せください。 脳ドックについては、日本脳ドック学会ガイドライン参照
必要書類	「利用申込書兼受診票」(A4) 「実施報告書」(A4)
実施方法	1. 受診前に必ず「利用申込書兼受診票」を提出ください。 2. 受診当日は健診機関窓口で健診料金を全額お支払いください。 3. 後日「実施報告書」に診断結果表と領収書(原票)を添えて健保組合へ補助申請をしてください。
健保組合補助金額	健診費用の7割 (¥55,000を上限とします)
受診機関	健保組合まで問い合せください。